



第113号

高知県立消費生活センター

地域見守り情報

平成29年度の相談状況

平成29年度（平成29年4月～30年3月）に、県立消費生活センターに寄せられた相談は3,121件で、前年度（2,906件）に比べて7.4%増加しました。

●架空請求（身に覚えのない請求）に関する相談が急増

架空請求に関する相談が803件と前年度（224件）の約3.6倍に増加しました。利用した覚えのないサイト利用料等を請求するメールのほか、法務省等をかたり、財産の差押えを強制的に執行するなどと書かれた架空請求のハガキに関する相談が多数寄せられています。

●相談の多い商品・サービスは「放送・コンテンツ等」と「融資サービス」、「インターネット通信サービス」

1位は「放送・コンテンツ等」の462件で、全ての年齢層で最も多い状況が3年続いています。主にインターネット等のサイト利用に関するワンクリック請求や、架空請求に関する相談が寄せられています。

2位は「融資サービス」で、193件（主にフリーローン・サラ金171件）と前年度とほぼ同水準でしたが、そのうちの多重債務の相談は、2年連続で増加しています。

●健康食品や化粧品の購入のトラブルに関する相談

インターネット通販などで、「お試し」のつもりで低価格に設定されている健康食品や化粧品の申込みをしたところ「定期購入になっていた」「解約しようと思い、電話をするがつかない」などという相談が増加しています。

アドバイス



©KANAGAWA2013

- 1、身に覚えのない有料サイト等の料金請求メールやハガキが届いた時は、「架空請求」を、また、スマートフォンやパソコンを操作中に突然、会員登録画面となった時は、「不当請求」を疑い、書かれてある連絡先には決して連絡しないでください。
- 2、インターネット通販などでは、購入条件や契約内容の確認不足がトラブルにつながっているものが見られます。契約内容をよく確認し、十分理解できるまで契約することは避けましょう。
- 3、不安に感じたり、困ったときは、すぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999